

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月9日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第9号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
学校	課程	学科	昼夜間の別	学校	課程	学科	昼夜間の別
略				略			
佐賀県立佐賀工業 高等学校	略			佐賀県立佐賀工業 高等学校	略		
	定時制課程 （単位制による課程）	機械科、 <u>電気科</u>	略		定時制課程 （単位制による課程）	機械科、 <u>情報科</u>	略
略				略			

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。